

○ふじみ衛生組合人事行政の運営等の 状況の公表に関する条例

(平成28年6月3日)
条例第3号

改正 令和4年11月28日 条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理者による公表)

第2条 管理者は、毎年1回、前年度における人事行政の運営の状況を公表しなければならない。

(管理者の公表事項)

第3条 前条の規定により管理者が人事行政の運営の状況に関し公表しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項及び第6条に規定する公平委員会の報告事項とする。

- (1) 任免及び職員数に関する状況
- (2) 人事評価の状況
- (3) 給与の状況
- (4) 勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 休業に関する状況
- (6) 分限及び懲戒処分の状況
- (7) サービスの状況
- (8) 退職管理の状況
- (9) 研修の状況
- (10) 福祉及び利益の保護の状況
- (11) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(管理者による公表の方法)

第4条 第2条の規定による公表は、次に掲げる方法で行う。

- (1) インターネットを利用して閲覧に供する方法
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める方法
(公平委員会による報告)

第5条 東京都市公平委員会（以下「公平委員会」という。）は、毎年1回、管理者に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

(公平委員会の報告事項)

第6条 前条の規定により公平委員会が業務の状況に関し報告しなければならない事項は、職員に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(報告)

第7条 地方公務員法第58条の2第1項の規定により報告する事項は、第2条の規定による公表を行うに当たり必要な事項とする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年11月28日条例第5号)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。(後略)

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 (省略)

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条・第4条 (省略)

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第5条 (省略)

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第6条 (省略)

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第7条 (省略)

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第8条 (省略)

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第9条 (省略)

(ふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う職員の勤務延長に関する

経過措置)

第10条 (省略)

(ふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第11条 (省略)

(ふじみ衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例に関する経過措置)

第12条 (省略)

(ふじみ衛生組合職員の育児休業等に関する条例に関する経過措置)

第13条 (省略)

(ふじみ衛生組合職員の配偶者同行休業に関する条例に関する経過措置)

第14条 (省略)

(ふじみ衛生組合職員の再任用に関する条例の廃止)

第15条 (省略)